

令和7年8月28日

姫路駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

| 番号 | 件名                         | 納入（履行）場所 | 納期（履行期限） | 見積依頼書公表日 | 見積書提出期限         | 見積合わせの日時        | 防衛省競争参加資格 | 備考      |
|----|----------------------------|----------|----------|----------|-----------------|-----------------|-----------|---------|
| 46 | 姫路（7）非常用発電機地下燃料タンク漏洩点検ほか1件 | 仕様書のとおり  | 7.9.30   | 7.8.28   | 7.9.3<br>13時30分 | 7.9.3<br>13時00分 | なし        | 総品目総額決定 |

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70 契約機関名（担当）：陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊（濱尾）

電話番号：079-222-4001（内線347） FAX：079-222-4006 メールアドレス：[ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp)

仕様書の内容に関する問い合わせ先：）姫路駐屯地業務隊 福本（内線379）

# 仕 様 書

- 1 役務件名  
広峰・榊山（7）無線中継所地下タンク漏洩点検
- 2 役務場所  
広峰無線中継所 兵庫県姫路市白国大字広峰字梨ヶ谷  
榊山無線中継所 兵庫県相生市矢野町榊字黒蔵1780番134
- 3 役務期間  
契約締結日～令和7年9月30日（火）
- 4 役務概要  
本役務は、陸上自衛隊広峰及び榊山無線中継所内の下記燃料タンクの漏洩点検を実施するものである。

| 場 所     | 燃 種 | タンク容量 | 数 量 | 備 考 |
|---------|-----|-------|-----|-----|
| 広峰無線中継所 | 軽 油 | 5 K L | 1 基 |     |
| 榊山無線中継所 | 軽 油 | 5 K L | 1 基 |     |

- 5 一般事項
- (1) 総 則
- ア 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における諸役務について、共通的な必要事項を規定する。
- イ 本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、本仕様書国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事標準仕様書、防衛省装備施設本部制定各種共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書、消防法及び関係法令並びに監督官の指示による。
- (2) 適用範囲  
本仕様書は、本役務に適用する。

- (3) 役務工程  
実施に先立ち、監督官と協議したのち工程表を作成し、監督官の承認後に実施する。
- (4) 軽微な変更  
現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、監督官の指示により行う。  
この場合、請負金額の増減又は期間の延長はしない。  
また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、監督官の指示を受け受注者の責任において実施するものとする。
- (5) 疑 義  
仕様書、設計図書等に明記なき事項又はその内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の役務を一時中断し、監督官の指示を受けた後再開する。
- (6) 材 料  
ア 使用材料はすべて新品とする。  
イ 材料は監督官の検査を受け、合格したものを使用する。  
ウ 材料は日本工業規格（J I S）等を標準とし、これらの規格のないものについては監督官の指示を受ける。  
エ 材料置場等は、監督官の指示した場所とする。
- (7) 役務立会  
ア 役務完了後、外部から明視できなくなる箇所は、監督官に立会の有無を確認の上実施する。  
イ 仕上げ又は見え掛かり部分の色合等は、あらかじめ見本を監督官へ提出し承諾を得ること。
- (8) 水道、電気料等の使用  
役務に必要な電気、水等は請負者側が準備すること。
- (9) 作業時間  
ア 役務実施時間は、特記事項による。  
特記事項に記載がない場合は、原則平日08：15～17：00とする。  
なお、日時を変更する場合は事前に監督官の承諾を受けること。

|    |                        |     |
|----|------------------------|-----|
| 件名 | 広峰・榊山（7）無線中継所地下タンク漏洩点検 |     |
| 種別 | 仕様書（1）                 | 図番  |
|    | 姫路駐屯地業務隊管理科            | 1/5 |

イ 役務工程の遅延回復、役務実施上の都合により、監督官において作業時間の伸縮又は夜間作業の必要を認めた場合は、請負者はその指示に従うこと。

(10) 提出書類

本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。

(11) 役務写真

請負者は、監督官の指示に従い、役務材料、役務前・中・後、役務陰ぺいとなる箇所、主要な役務段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真1部を工程順に役務写真帳（A4版）に整理し、監督官に提出する。

なお、材料は、搬入の都度、本役務に関わる全数量・規格が分かるように撮影すること。

(12) 完成検査

請負業者は、本仕様書の役務を完了したあと、検査結果報告書の提出をもって完了とする。

6 特記事項

(1) 作業については、1日で終えるものとする。

(2) 作業実施日については、広峰・榊山中継所共に8月下旬頃を予定とし、細部は監督官との協議の上決定するものとする。

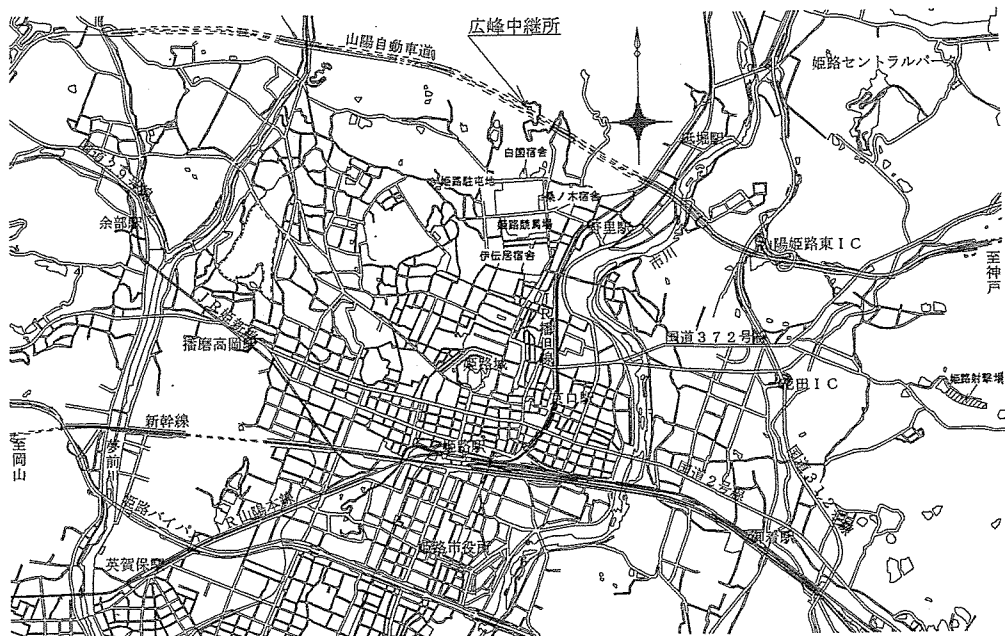
(3) 漏洩点検は下記の工法を基準として点検する。

気相部は微加圧法又は微減圧法、液相部については、(財)全国危険物安全協会が性能評価した方法により、漏洩点検を実施すること。

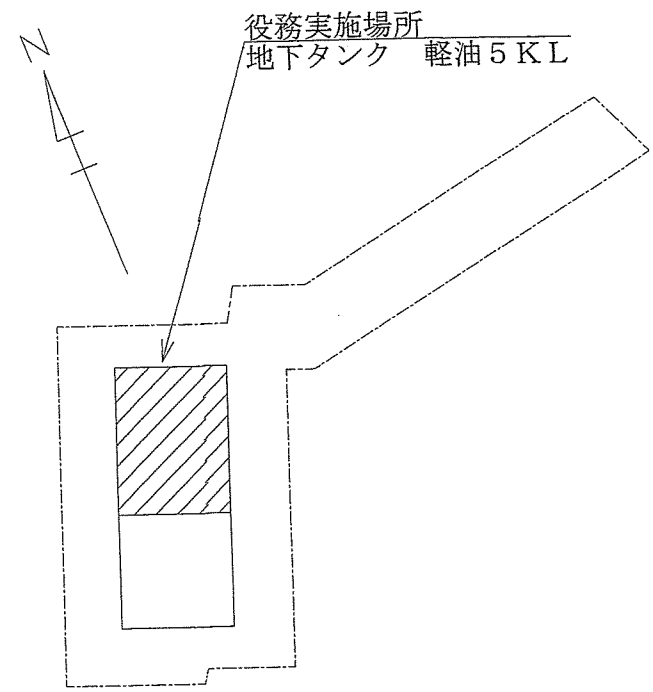
(4) 点検終了後、地下タンク本体、地下埋設配管定期点検実施結果報告書を作成し、速やかに所轄消防署に提出するものとする。

併せて、報告書の写しを監督官へ提出すること。

|    |                        |     |
|----|------------------------|-----|
| 件名 | 広峰・榊山（7）無線中継所地下タンク漏洩点検 |     |
| 種別 | 仕様書（2）                 | 図番  |
|    | 姫路駐屯地業務隊管理科            | 2/5 |



広峰無線中継所案内図 S=1:100,000

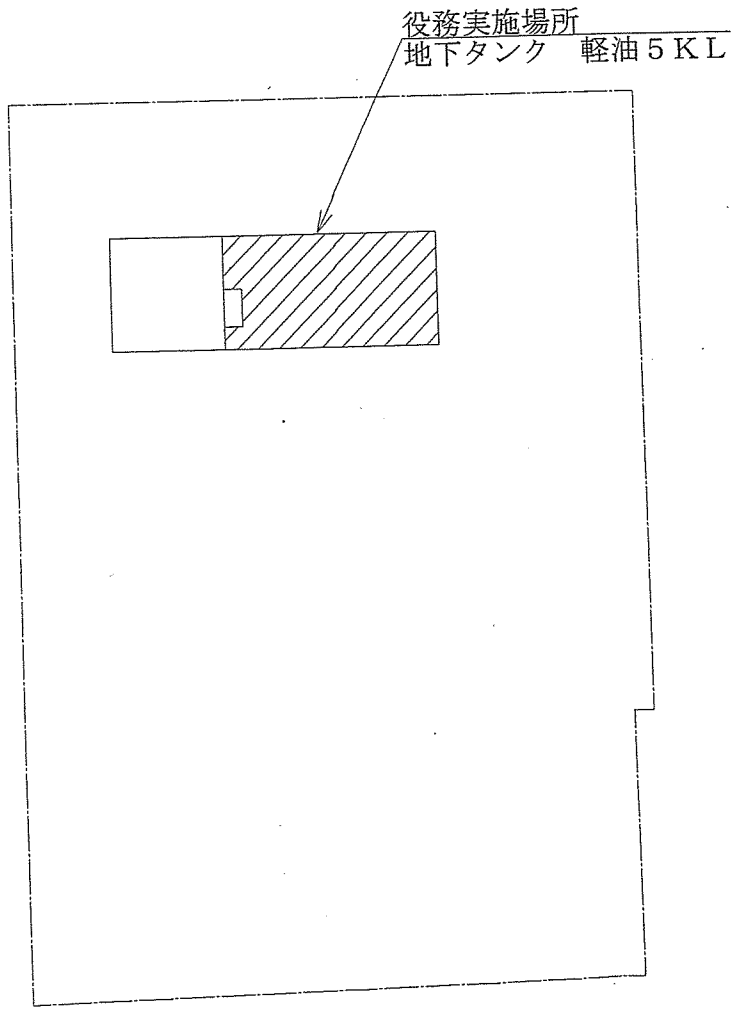


広峰無線中継所配置図 S=1:400

|    |                        |     |
|----|------------------------|-----|
| 件名 | 広峰・榊山(7)無線中継所地下タンク漏洩点検 |     |
| 種別 | 広峰無線中継所案内図・配置図         | 図番  |
|    | 姫路駐屯地業務隊管理科            | 3/5 |

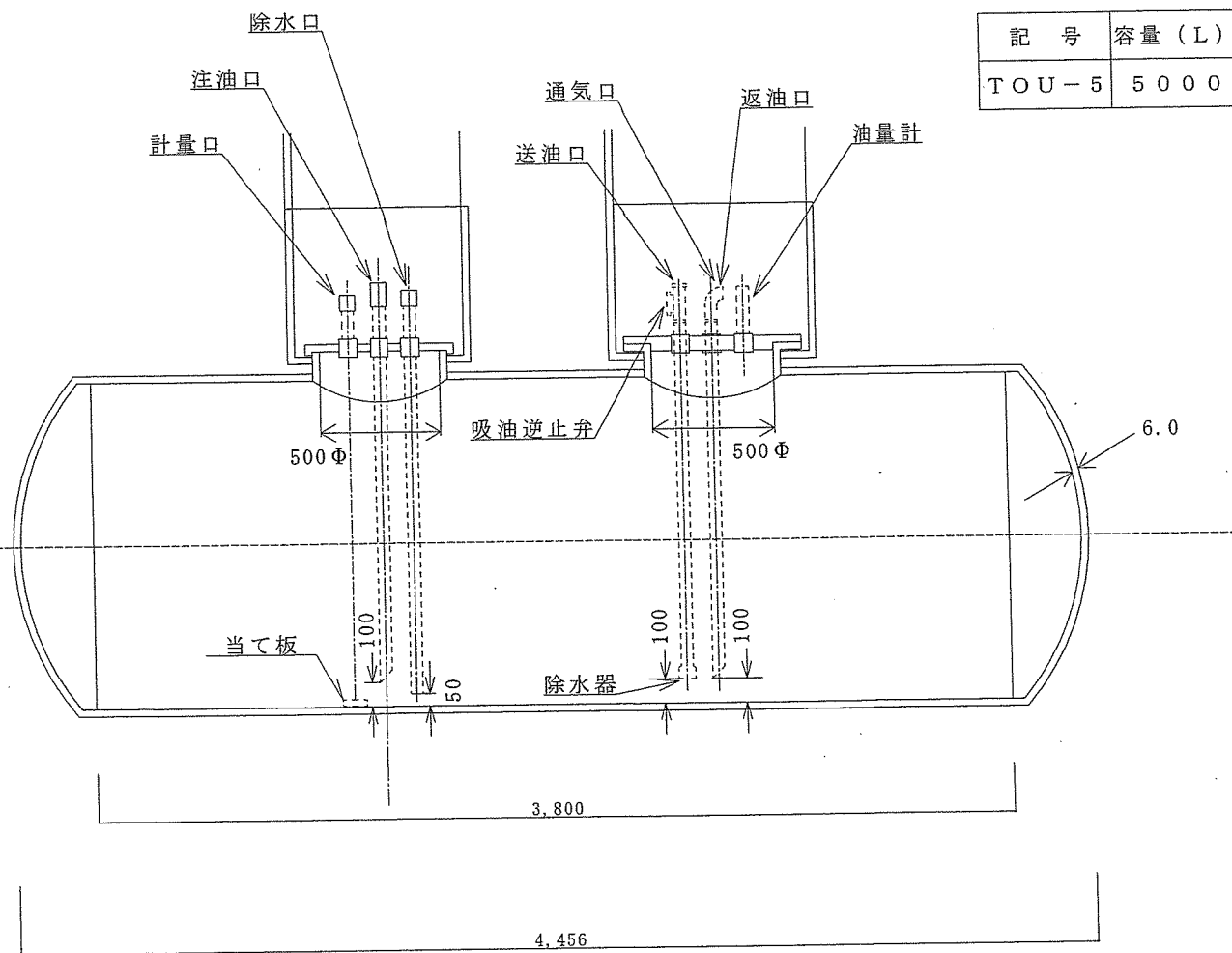


榊山無線中継所案内図 S=1:100,000



榊山無線中継所配置図 S=1:400

|    |                        |     |
|----|------------------------|-----|
| 件名 | 広峰・榊山(7)無線中継所地下タンク漏洩点検 |     |
| 種別 | 榊山無線中継所案内図・配置図         | 図番  |
|    | 姫路駐屯地業務隊管理科            | 4/5 |



| 記号    | 容量 (L) | 注油口 | 計量口 | 送油口 | 返油口 | 通気口 | 除水口 |
|-------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| TOU-5 | 5000   | 65  | 32  | 25  | 40  | 32  | 40  |

広峰・榊山無線中継所 地下タンク断面図 S=1:30

|    |                        |     |
|----|------------------------|-----|
| 件名 | 広峰・榊山(7)無線中継所地下タンク漏洩点検 |     |
| 種別 | 広峰・榊山地下タンク断面図          | 図番  |
|    | 姫路駐屯地業務隊管理科            | 5/5 |

# 仕 様 書

## 1 役務件名

姫路（7）非常用発電機地下燃料タンク漏洩点検

## 2 役務場所

兵庫県姫路市峰南町1-70 陸上自衛隊姫路駐屯地

## 3 役務期間

契約締結日～令和7年9月30日（火）

## 4 役務概要

- (1) 本役務は、陸上自衛隊姫路駐屯地内の下記燃料タンクの漏洩点検を実施するものである。

| 役務場所    | 燃 料 | タンク容量 | 数 量 | 備 考           |
|---------|-----|-------|-----|---------------|
| 非常用発電機室 | 軽 油 | 10KL  | 1 基 | 埋設管、サービスタンク含む |

## 5 一般事項

### (1) 総則

- ア 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における諸役務について、共通的な必要事項を規定する。
- イ 本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、本仕様書国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事標準仕様書、防衛省装備施設本部制定各種共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書及び関係法令並びに官側の指示による。

### (2) 適用範囲

本仕様書は、本役務に適用する。

### (3) 役務工程

実施に先立ち、官側と協議したのち工程表を作成し、官側の承認後に実施する。

### (4) 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、官側の指示により行う。

この場合、請負金額の増減又は期間の延長はしない。

また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け受注者の責任において実施するものとする。

### (5) 疑義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又はその内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の役務を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。

### (6) 材料

ア 使用材料はすべて新品とする。

イ 材料は官側の検査を受け、合格したものを使用する。

ウ 材料は日本工業規格（JIS）等を標準とし、これらの規格のないものについては官側の指示を受ける。

エ 材料置場等は、官側の指示した場所とする。

### (7) 役務立会

ア 役務完了後、外部から明視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上実施する。

イ 仕上げ又は見え掛かり部分の色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し承諾を得ること。

### (8) 水道、電気料等の使用

役務に必要なとする電気、水等は受注者側が負担すること。

### (9) 作業時間

ア 役務実施時間は、特記事項による。

特記事項に記載がない場合は、原則平日08:15～17:00とする。

なお、日時を変更する場合は事前に官側の承諾を受けること。

イ 役務工程の遅延回復、役務実施上の都合により、官側において作業時間の伸縮又は夜間作業の必要を認めた場合は、受注者はその指示に従うこと。

|    |                        |     |
|----|------------------------|-----|
| 件名 | 姫路（7）非常用発電機地下燃料タンク漏洩点検 |     |
| 種別 | 仕様書（1）                 | 図番  |
|    | 姫路駐屯地業務隊管理科            | 2/7 |

(10) 後片付け

役務終了に際して、役務現場の後片付け及び清掃を実施すること。

(11) 物品等の返納

貸与された設計図書等は、すべて完成検査合格後、官側に返納すること。

(12) 役務現場の管理

ア 役務場所への実施者、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り  
火災、盗難、及びその他事故防止については、受注者の責任でこれを管理すること。

イ 役務場所は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。

ウ 役務場所及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。

万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復するものとする。

(13) 安全管理

ア 役務実施者は、安全管理に万全を期すること。

イ 役務場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努めること

ウ 現場代理人は、常駐とする。

(14) 提出書類

本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。

(15) 役務写真

受注者は、官側の指示に従い、役務材料、役務前・中・後、役務隠ぺいとなる箇所、主要な役務段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真1部を工程順に役務写真帳（A4版）に整理し、官側に提出する。

なお、材料は、搬入の都度、本役務に関わる全数量・規格が分かるように撮影すること。

(16) 完成検査

請負業者は、本仕様書の役務を完了したあと、検査結果報告書の提出をもって完了とする。

6 特記事項

(1) 作業については、1日で終わるものとする。

(2) 細部作業日程等は、監督官との調整によるものとする。

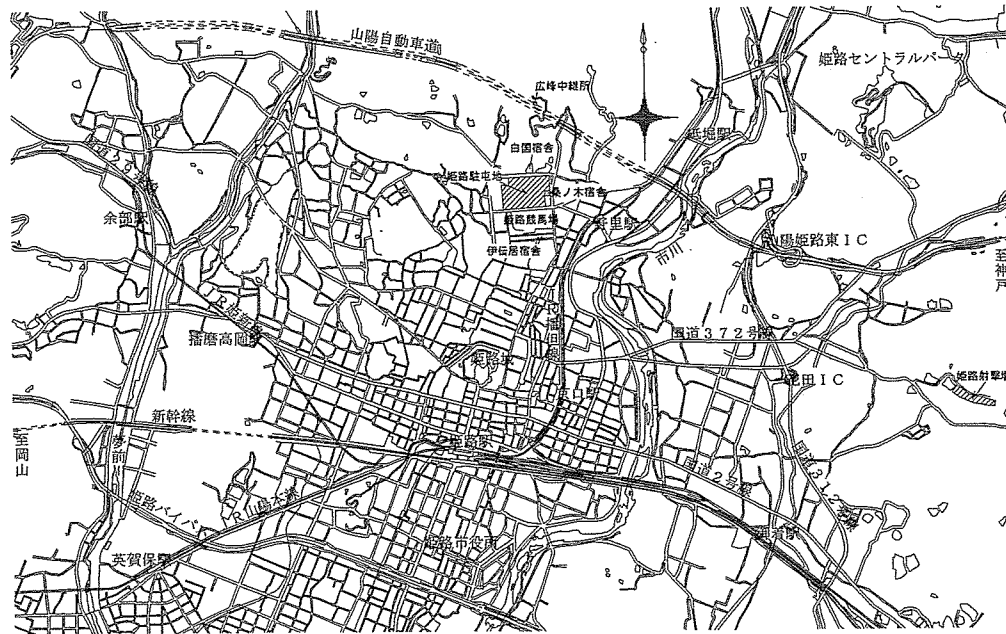
(3) 漏洩点検は下記の工法を基準として点検すること。

気相部は微加圧法又は微減圧法、液相部については（財）全国危険物安全協会が性能評価した方法により、漏洩点検を実施すること。

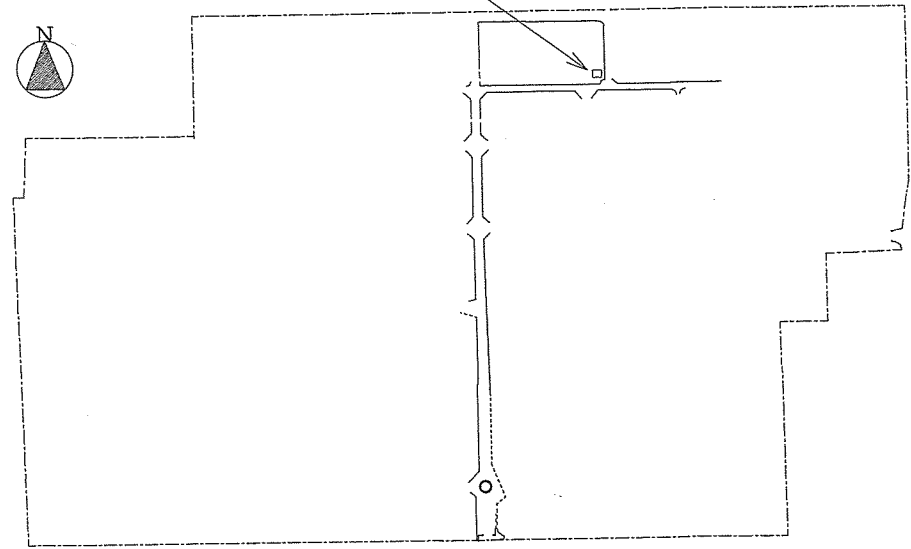
(4) 点検終了後、地下タンク本体、地下埋設配管定期点検実施結果報告書を所轄消防署に提出すること。

併せて、報告書の写しを監督官へ提出すること。

|    |                        |     |
|----|------------------------|-----|
| 件名 | 姫路（7）非常用発電機地下燃料タンク漏洩点検 |     |
| 種別 | 仕様書（2）                 | 図番  |
|    | 姫路駐屯地業務隊管理科            | 3/7 |

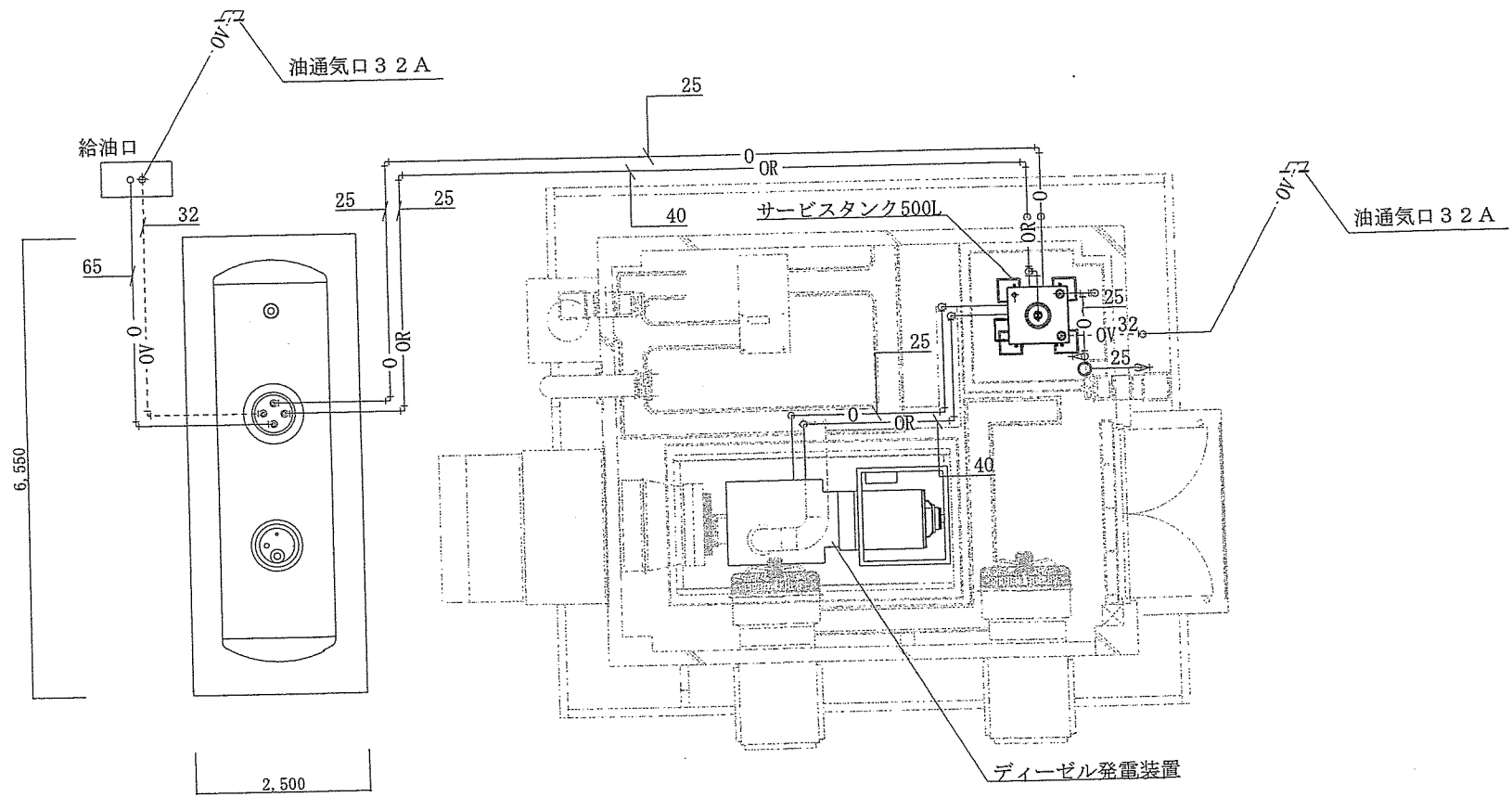


案内図 S=1:100,000



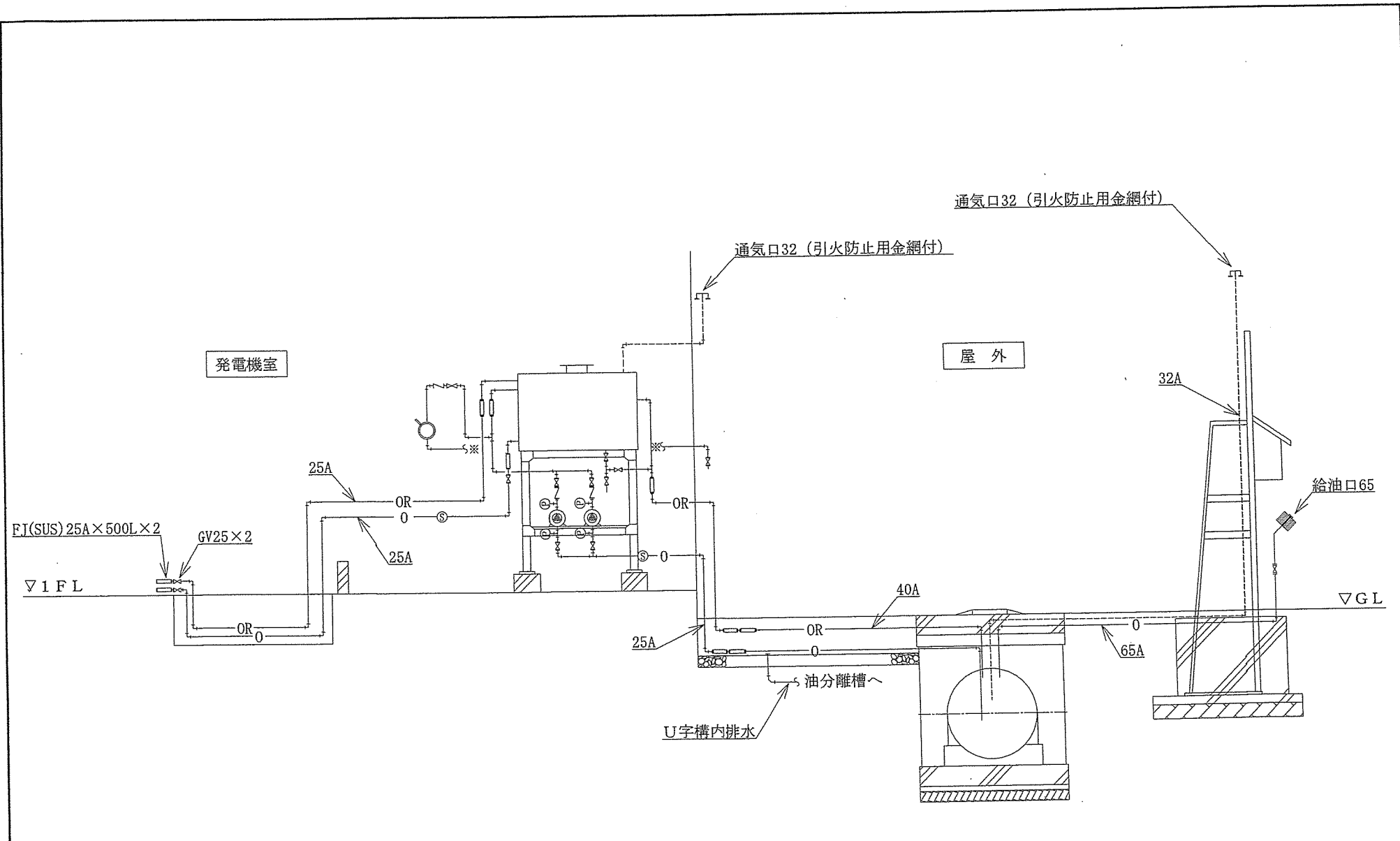
配置図 S=1:6,000

|    |                        |     |
|----|------------------------|-----|
| 件名 | 姫路(7)非常用発電機地下燃料タンク漏波点検 |     |
| 種別 | 案内図・配置図                | 図番  |
|    | 姫路駐屯地業務隊管理科            | 4/7 |



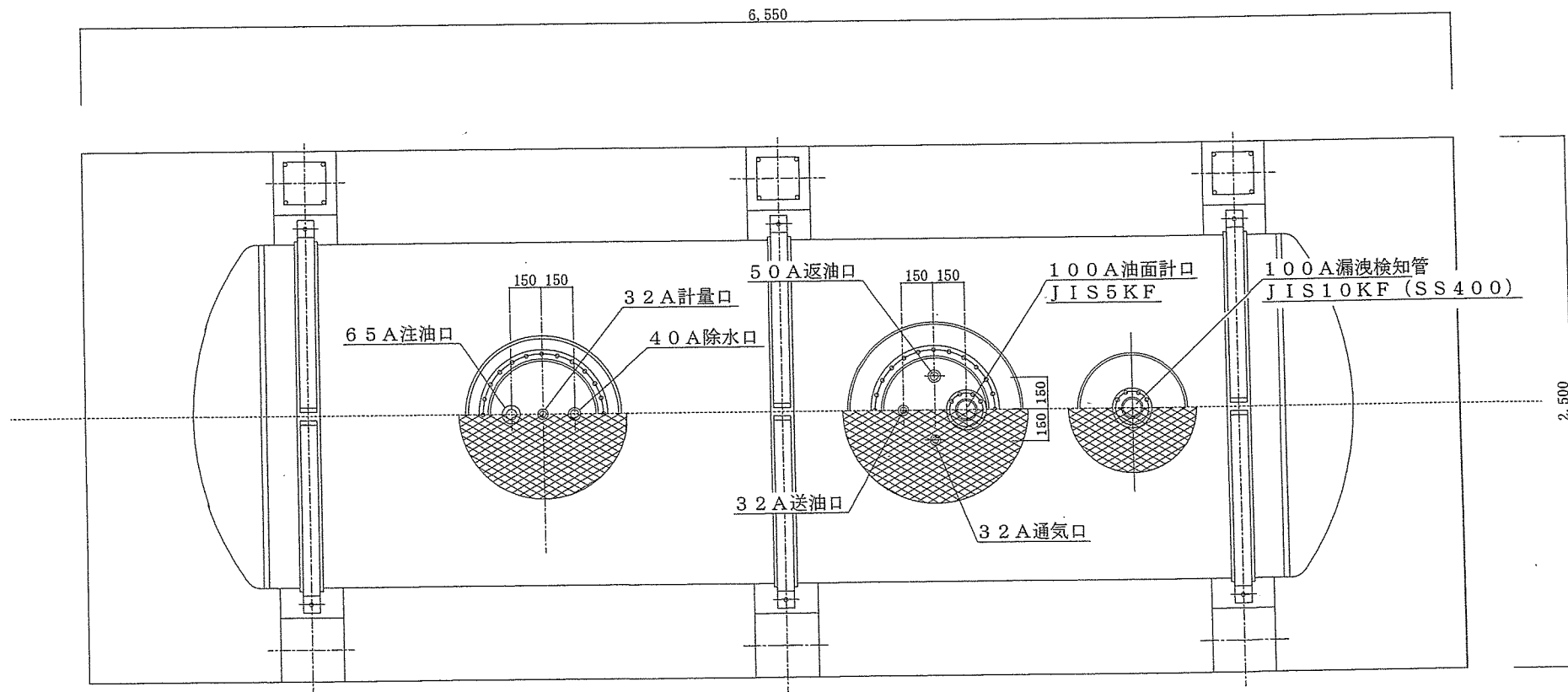
発電機室地下タンク平面図 S=1/100

|    |                        |     |
|----|------------------------|-----|
| 件名 | 姫路(7)非常用発電機地下燃料タンク漏洩点検 |     |
| 種別 | 発電機室平面図・断面図            | 図番  |
|    | 姫路駐屯地業務隊管理科            | 5/7 |



発電機室単線結線図

|    |                        |     |
|----|------------------------|-----|
| 件名 | 姫路(7)非常用発電機地下燃料タンク漏洩点検 |     |
| 種別 | 発電機室単線結線図              | 図番  |
|    | 姫路駐屯地業務隊管理科            | 6/7 |



地下燃料タンク平面図 1/30

地下オイルタンク仕様

| 記載事項 |                  | 記載内容               |             |
|------|------------------|--------------------|-------------|
| 寸法   |                  | Φ1,600×4,850L      |             |
| 本体   | 材質               | SS400 (JIS G-3101) |             |
|      | 板厚               | 胴板 9.0mm、鏡板 9.0mm  |             |
| 取出   | フランジ             | SS400 (JIS 5K型)    |             |
|      | パイプ              | SGP                |             |
|      | ソケット             | SS 400-PS          |             |
| 表面処理 | FRP<br>2重殻<br>構造 | 液相部                | FRPルースライニング |
|      |                  | 気相部                | FRP密着ライニング  |
| 内容物  | 軽油               |                    |             |

|    |                        |     |
|----|------------------------|-----|
| 件名 | 姫路(7)非常用発電機地下燃料タンク漏洩点検 |     |
| 種別 | 地下燃料タンク平面図             | 図番  |
|    | 姫路駐屯地業務隊管理科            | 7/7 |

# 見 積 書

|           |    |
|-----------|----|
| 件名リスト一連番号 | 46 |
|-----------|----|

## 見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

| 品 名                    | 規 格     | 単 位         | 数 量  | 単 価 | 金 額    | 備 考 |
|------------------------|---------|-------------|------|-----|--------|-----|
| 姫路（7）非常用発電機地下燃料タンク漏洩点検 | 仕様書のとおり | 式           | 1.00 |     |        |     |
| 広峰・榊山（7）無線中継所地下タンク漏洩点検 | 仕様書のとおり | 式           | 1.00 |     |        |     |
|                        |         |             |      |     |        |     |
|                        |         |             |      |     |        |     |
|                        |         |             |      |     |        |     |
|                        |         |             |      |     |        |     |
|                        |         |             |      |     |        |     |
|                        |         |             |      |     |        |     |
|                        |         |             |      |     |        |     |
|                        |         |             |      |     |        |     |
|                        |         |             |      |     |        |     |
| 履行場所                   | 仕様書のとおり | 納期（履行期間）    |      |     | 7.9.30 |     |
| 契約保証金                  | （免 除）   | 入札（見積）書有効期間 |      |     |        |     |

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7年 9月 3日

分任契約担当官  
陸上自衛隊姫路駐屯地  
第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

印

